

森林分野 CPD 会員等加入・退会手続き（令和元年度版）

[公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター(JAFEE)による CPD]

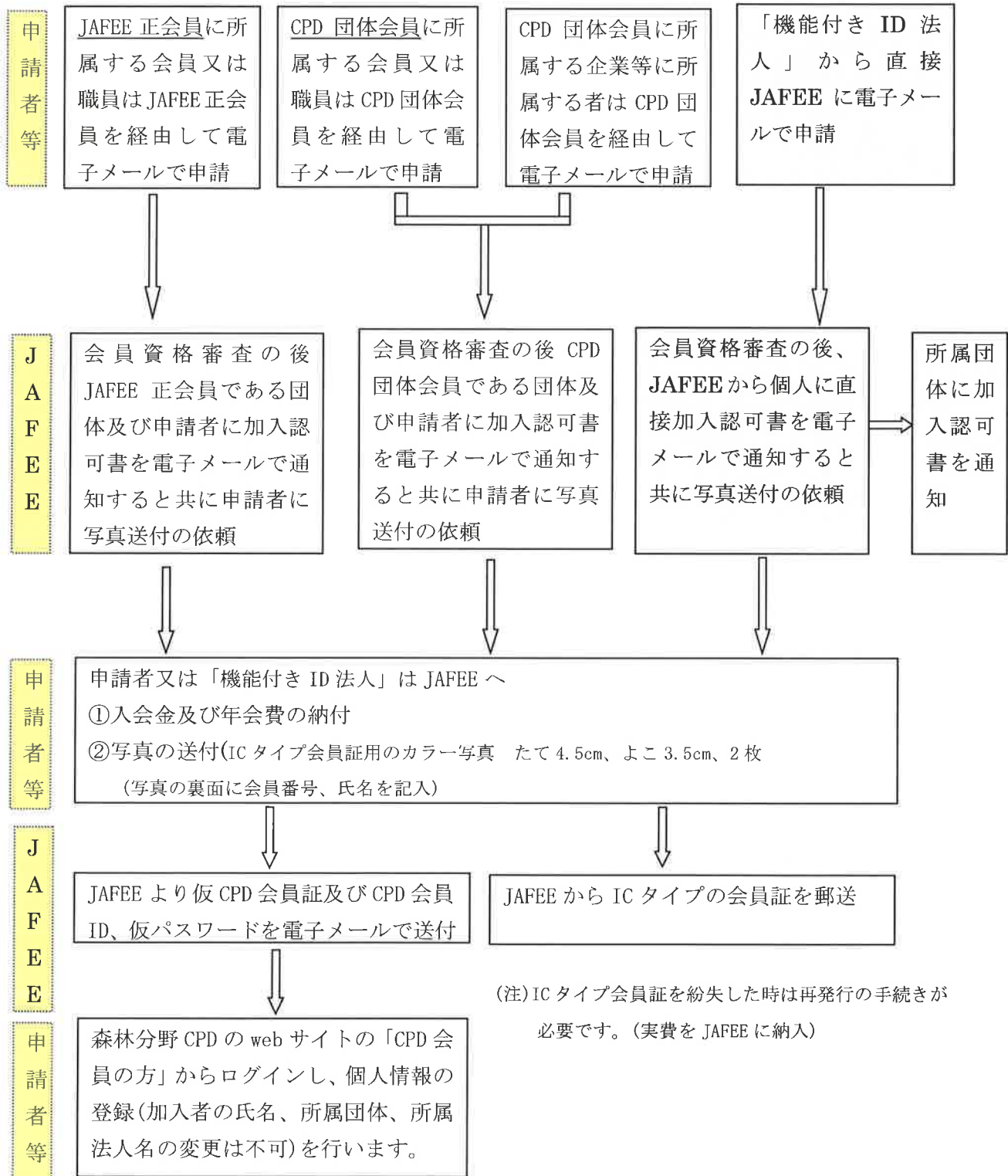
I. 森林分野 CPD 会員加入・退会手続き	1
II. 機能付き法人専用 ID 会員加入・退会手続き	3
別紙 1 森林分野 CPD の年会費等表	5

I. 森林分野 CPD 会員加入・退会手続き

1. CPD 会員への加入手続き

- ・CPD 会員加入申請は次の 4 区分のいずれか該当するところから行うこととなります。
- ・「機能付き法人専用 ID 会員」は以下「機能付き ID 法人」と記します。

(申請書は所属する団体から入手してください。ただし、機能付き ID 法人の場合は JAFEE のホームページからダウンロードできます。)



(注)IC タイプ会員証を紛失した時は再発行の手続きが必要です。(実費を JAFEE に納入)

(1) JAFEE 正会員とは、以下の 21 団体である。

(一社)日本森林学会、 (一社)日本森林技術協会、 (公益社)砂防学会、
(公益社)日本地すべり学会、 (公益社)日本造園学会、 森林部門技術士会、
樹木医学会、 森林計画学会、 森林立地学会、 森林利用学会、日本緑化工学会、
(一社)日本林業土木連合協会、 (一社)全国森林土木建設業協会、 日本林業技士会、
(一社)森林技術コンサルタンツ協議会、 (一社)林道安全協会、
全国国有林造林生産業連絡協議会、 (一社)日本治山治水協会、(公益社)大日本山林会、
(一財)日本森林林業振興会、 (一社)林業機械化協会

(2) CPD 団体会員は、以下の 5 団体である。

宮崎県森林組合連合会、 熊本県森林組合連合会、 青森県森林組合連合会、
岐阜県森林組合連合会、 鹿児島県森林組合連合会

○ 森林分野 CPD の web サイトの「CPD 会員の方」からログインした画面



(注)

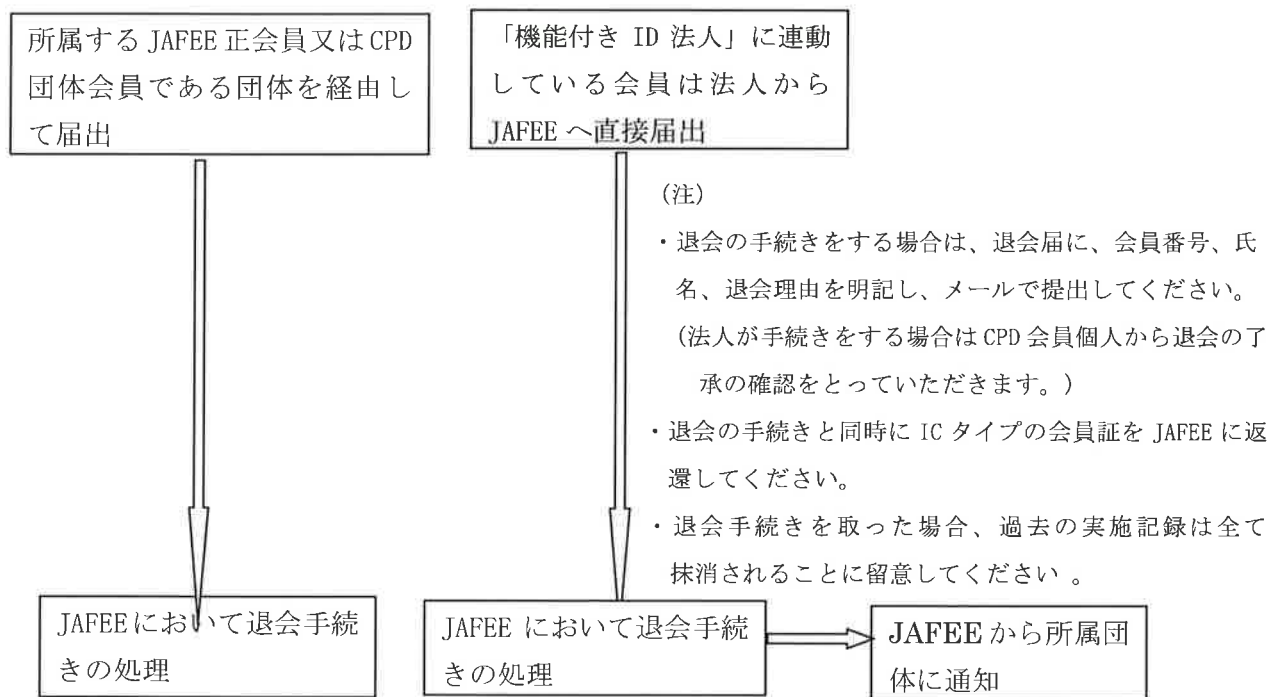
(1) CPD 団体会員に所属している法人に所属する CPD 会員は、転職等によりその法人を離れた後、継続して CPD 会員を希望する場合は CPD 会員の新規加入申請手続きと同様の申請をすることとなります。この場合、加入申請書に移籍前の CPD 会員番号及び所

属法人を記入すると共に実施記録の継続を希望する旨を朱書きで記入してください。

(2) CPD 団体会員に所属している法人に所属する CPD 会員は、その法人が CPD 団体会員である団体を退会した場合は CPD 会員の資格がなくなります。

なお、継続して CPD 会員を希望する場合は CPD 会員の新規加入申請手続きと同様の申請をすることとなります。この場合、加入申請書に移籍前の CPD 会員番号及び所属法人を記入すると共に実施記録の継続を希望する旨を朱書きで記入してください。

2. CPD 会員退会の手続き



II. 機能付き法人専用 ID 会員加入・退会手続き

1. 機能付き法人専用 ID 会員への加入手続き

(1) 「機能付き法人専用 ID 会員」の資格要件

次の 1) 及び 2) の要件をともに満たしている団体、法人等であること。

1) 「機能付き法人専用 ID 会員」に加入できる団体、法人等は次の通りです。

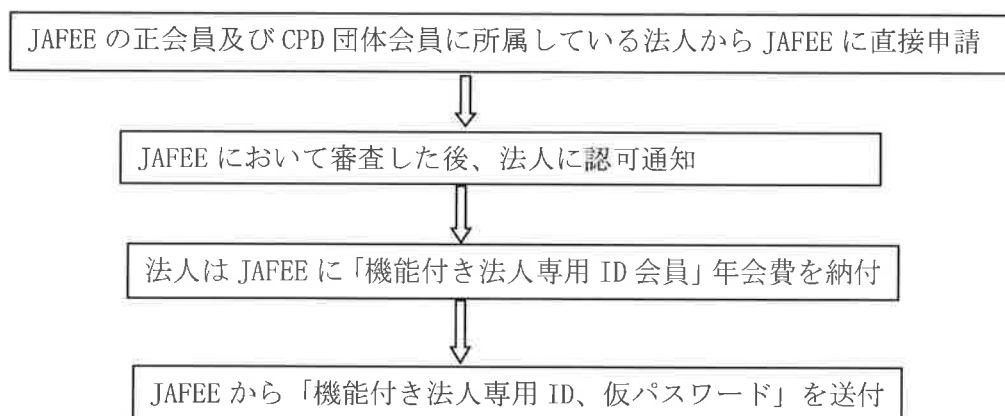
- ① JAFEE の正会員
- ② CPD 団体会員
- ③ JAFEE の正会員及び CPD 団体会員傘下の団体、支部、企業等

2) 「機能付き法人専用 ID 会員」に加入できる条件は次の通りです。

- ① 団体、法人等に所属する CPD 会員を有していること。
- ② 団体、法人等が所属する CPD 会員から申請、閲覧等を個人に代わって行うことの承諾を得ていること。

(2) 「機能付き法人専用 ID 会員」加入申請の手続き

(申請書は JAFEE にお問い合わせください。)



(3) 機能付き法人専用 ID 会員と CPD 会員との関連付け

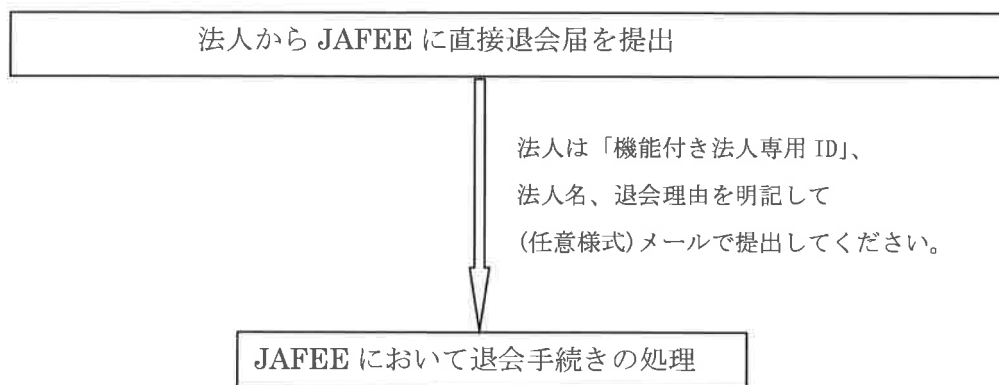
制度を機能させるためには、加入申請終了後、機能付き法人専用 ID 会員と CPD 会員の双方から関連付けを行う必要があります。

別途「機能付き法人専用 ID 会員用の利用の手引き」を参照にして速やかに関連付けをして下さい。

(注)

- ・ CPD 会員個人から申請、閲覧等を個人に代わって行うことを承諾した A 会員又は B 会員のみ、双方から関連付けをさせていただきます。
- ・ 当該法人に所属していない CPD 会員は関連付けできません。
- ・ 他法人に CPD 会員が移籍する場合は、移籍前に CPD 会員個人の ID から所属している法人の「関連付け ID 及び関連付けパスワード」を解除し、移籍手続きが完了後に新たに取得した CPD 会員の ID から移籍後の法人の「関連付け ID 及び関連付けパスワード」を入力して関連付けをします。

2. 「機能付き法人専用 ID 会員」の退会手続き



機能付き法人専用 ID 会員と CPD 会員との関連付けの解除は、JAFEE において退会処理を行う際に一括行います。

別紙 1 森林分野 CPD 年会費等表

1. CPD 会員年会費等

○ 入会金 1,000 円

○ 年会費

A 会員	4,000 円	通信教育の受講及び実施記録証明書の発行が可能です。
B 会員	3,000 円	通信教育の受講はできません。実施記録証明書の発行は可能です。

(A 会員、B 会員ともに実施記録証明書の発行は無料で何通でも可能です。)

2. CPD 団体会員費等

システム開発負担金 (1 口 1 万円)	年会費 (1 口 1 万円)
1 口～50 口 (上限)	1 口～30 口 (上限)

(所属会員規模等に応じて金額を定める。)

3. 機能付き法人専用 ID 会員年会費

○ 年間 5,000 円

4. IC タイプの会員証の再発行料

○ 1 枚 1,000 円 (実費)

5. CPD プログラム審査・認定料

CPD 団体会員に所属する支部、企業等で非公開の部内、企業内研修等についての CPD プログラムの認定料は、審査 1 回につき 5,000 円

